# １０．退職金規定

（総則）

第1条　この規定は、就業規則第２４条の規定に基づき職員の退職金について定める。

（支給基準）

第2条　退職金は以下の場合に支給する。

（１）定年により退職したとき

（２）死亡したとき

（３）組合の都合により退職したとき

（４）職員の都合により退職したとき

（退職金）

第3条　組合は、公益財団法人札幌市中小企業共済センターの特定退職金共済制度に加入しなければならない。

　　　２　公益財団法人札幌市中小企業共済センターの特定退職金共済制度への積立金は、１か月あたり４０００円を上限とする。

　　　２　公益財団法人札幌市中小企業共済センターの特定退職金共済制度への積立金をもって定款第５６条に規定する職員退職金引当金とする。

（退職金の支給）

第4条　退職金は、公益財団法人札幌市中小企業共済センターへ申請ののち、同センターからの支給による。

　　　２　支給額は、公益財団法人札幌市中小企業共済センターの特定退職金共済制度の規定によるものとする。

附　則

制定　令和　　年　　月　　日